

# 資料編

後期基本計画策定経過

総合計画策定審議会条例

総合計画策定審議会専門部会規則

後期基本計画策定審議会委員名簿

後期基本計画に関する諮問書

後期基本計画に関する答申書

後期基本計画に関する議決

後期基本計画審査特別委員会委員名簿

総合計画策定推進本部設置規程

総合計画策定推進本部構成

総合計画策定審議会事務局・推進本部庶務

## ● ● ● 第5期雄武町総合計画 後期基本計画の策定経過 ● ● ●

年 月 日	会 議 等 の 名 称	内 容 等
平成23年10月1日	まちづくりアンケート実施	・雄武町基本調査世帯に1,950票を配布、1,677票を回収
平成24年2月28日	第1回総合計画策定講演会開催	・講師：横山純一北海学園大学教授
平成24年3月27日	第2回総合計画策定講演会開催	・講師：横山純一北海学園大学教授
平成24年4月27日	総合計画策定審議会委員決定	・町民26名
平成24年6月6日	第1回総合計画策定審議会開催	・委嘱状交付、後期基本計画諮問 ・策定方針及びスケジュールについて
平成24年7月27日	第2回総合計画策定審議会開催	・前期基本計画の推進状況について ・第1回ワークショップ
平成24年8月8日	第1回総合計画策定推進本部会議開催	・策定方針及びスケジュールについて
平成24年9月3日	第3回総合計画策定審議会開催	・前期基本計画の推進状況について ・第2回ワークショップ
平成24年9月18日 ～21日	総合計画策定推進本部後期実施計画ヒアリング実施	・後期実施計画登載要望事業に係るヒアリング
平成24年9月24日	総合計画策定推進本部財源調整会議（第1回）	・後期財政計画との調整
平成24年10月1日	総合計画策定推進本部財源調整会議（第2回）	・後期財政計画との調整
平成24年10月22日	第4回総合計画策定審議会開催	・後期実施計画登載予定事業について ・後期財政計画(案)について ・ワークショップ提言案の承認
平成24年10月29日	第2回総合計画策定推進本部会議開催	・後期基本計画(素案)について ・後期実施計画登載予定事業について ・ワークショップ提言案について
平成24年11月2日	後期基本計画素案のパブリックコメント開始	・受付期間 11月20日まで
平成24年11月12日	議員全員協議会開催	・後期基本計画(素案)について ・後期実施計画登載予定事業について ・後期財政計画(案)について
平成24年11月13日	策定審議会専門部会 第1回産業建設・環境部会開催	・後期基本計画(素案)について ・後期実施計画登載事業(案)について
平成24年11月15日	策定審議会専門部会 第1回社会福祉・教育部会開催	・後期基本計画(素案)について ・後期実施計画登載事業(案)について
平成24年11月19日	策定審議会専門部会 第1回総務・行財政部会開催	・後期基本計画(素案)について ・後期実施計画登載事業(案)について
平成24年11月21日	策定審議会専門部会 第2回産業建設・環境部会開催	・後期実施計画登載事業(案)について ・後期基本計画答申(案)について
平成24年11月22日	策定審議会専門部会 第2回社会福祉・教育部会開催	・後期実施計画登載事業(案)について ・後期基本計画答申(案)について



年月日	会議等の名称	内容等
平成24年11月26日	策定審議会専門部会 第2回総務・行財政部会開催	・後期実施計画登載事業(案)について ・後期基本計画答申(案)について
平成24年11月29日	第5回総合計画策定審議会開催	・策定審議会役員会 ・後期基本計画答申(案)の審議会承認
平成24年12月3日	後期基本計画素案のパブリックコメント結果	・1件11項目
平成24年12月3日	後期基本計画樹立についての審議会答申	・答申書及び付帯意見の提出
平成24年12月3日	第3回総合計画策定推進本部会議開催	・後期基本計画審議会答申について ・後期基本計画(案)の本部承認
平成24年12月13日	後期基本計画(案)の議会上程	
平成24年12月14日	雄武町総合計画後期基本計画審査特別委員会付託	
平成25年1月18日	雄武町総合計画後期基本計画審査特別委員会(第1回)	
平成25年2月1日	雄武町総合計画後期基本計画審査特別委員会(第2回)	
平成25年2月25日	雄武町総合計画後期基本計画審査特別委員会(第3回)	
平成25年3月5日	第5期雄武町総合計画後期基本計画の議会議決(特別委員会報告)	



↑ 審議会全体会議



↑ ワークショップでの意見交換



↑ ワークショップの成果発表



↑ 審議会専門部会

雄武町総合計画策定審議会条例

(昭和 45 年 9 月 29 日条例第 26 号)

改正 昭和 57 年 6 月 28 日条例第 14 号 平成 8 年 6 月 24 日条例第 8 号  
平成 15 年 9 月 16 日条例第 18 号 平成 16 年 3 月 22 日条例第 4 号  
平成 17 年 3 月 22 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、町総合計画策定審議会を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験の有するものから町長が任命する。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、財務企画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 6 月 28 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 24 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 9 月 16 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 3 月 22 日条例第 4 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日条例第 4 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。



## ●●● 雄武町総合計画策定審議会専門部会規則 ●●●

(昭和45年9月26日 規則第28号)

改正 平成18年11月16日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、雄武町総合計画策定審議会条例(昭和45年条例第26号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会専門部会の組織運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 審議会に次の専門部会(以下「部会」という。)を置くことができ、それぞれ当該各号に掲げる事項を分掌させるものとする。ただし、2以上の部会に関係があると認められる事項又は分類し難い事項があるときは、会長の指定するところによる。

(1) 総務・行財政部会

行財政運営、土地利用、住民参画協働及び他の部会に属さない事項

(2) 産業建設・環境部会

産業振興、社会生活基盤、環境衛生、消防及び防災交通に関する事項

(3) 社会福祉・教育部会

保健医療、地域福祉及び教育文化に関する事項

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長は、部会に属する会務を掌理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が必要に応じ、会長の承認を得て招集する。

2 部会の会議については、条例第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

(合同会議)

第5条 関係部会が意見の調整その他必要と認めたときは、会長の承認を得て合同会議を開くことができる。

2 前項の合同会議の議長は、関係部会長の協議によって定める。

(報告)

第6条 部会長は、部会の会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(他部会への出席)

第7条 会長、会長代理者及び部会長は、部会(部会長にあっては他の部会)に出席して意見を述べることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、会長の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年11月16日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 雄武町総合計画後期基本計画策定審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	役職・所属部会	備考
嘉島 壽	会長(総務・行財政部会)	団体推薦(雄武町社会福祉協議会 会長)
阿部 正吉	会長代理(社会福祉・教育部会)	団体推薦(雄武町民生児童委員協議会 会長)
城地 剛	総務・行財政部会長	一般個人承諾者
木元 之生	総務・行財政部会長代理	一般個人承諾者
五十嵐 寛	総務・行財政部会	団体推薦(雄武郵便局 担当課長)
今 哲	総務・行財政部会	一般個人承諾者
細田 尚孝	総務・行財政部会	団体推薦(雄武町自治会連合会 副会長)
本多 芳秋	総務・行財政部会	一般個人承諾者
太田 修二	産業建設・環境部会長	団体推薦(雄武町商工会 副会長)
工藤 正孝	産業建設・環境部会長代理	団体推薦(雄武建設業協会)
麻生 賢一	産業建設・環境部会	団体推薦(北オホーツク農業協同組合雄武支所 支所長)
石井 友蔵	産業建設・環境部会	公募による決定者
片川 隆市	産業建設・環境部会	団体推薦(雄武漁業協同組合 代表理事組合長)
佐々木 伸行	産業建設・環境部会	団体推薦(雄武町森林組合 総務課長)
高橋 信一	産業建設・環境部会	団体推薦(雄武町観光協会 会長)
新山 貴文	産業建設・環境部会	団体推薦(雄武水産加工業協同組合 青年部長)
田口 洋	社会福祉・教育部会長	団体推薦(雄武町体育連盟 会長)
目黒 佐都美	社会福祉・教育部会長代理	一般個人承諾者
掛川原 夕子	社会福祉・教育部会	一般個人承諾者
菊地 千秋	社会福祉・教育部会	団体推薦(雄武町PTA連合会 会長)
小林 康夫	社会福祉・教育部会	一般個人承諾者
高橋 進	社会福祉・教育部会	団体推薦(雄武町文化連盟 事務局長)
高宮 均	社会福祉・教育部会	一般個人承諾者
中橋 綾子	社会福祉・教育部会	一般個人承諾者
中村 信之	社会福祉・教育部会	団体推薦(雄武町小中学校校長会 会長)
湯浅 純人	社会福祉・教育部会	団体推薦(雄武高等学校 校長)



●●● 第5期雄武町総合計画後期基本計画に関する諮問 ●●●

平成24年 6月 6日

雄武町総合計画策定審議会 会長 様

雄武町長 中川原 秀樹

雄武町総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問第1号

「第5期雄武町総合計画」に関する後期基本計画の樹立



諮問書の伝達

第5期雄武町総合計画後期基本計画に関する答申

平成24年12月 3日

雄武町長 中川原 秀 樹 様

雄武町総合計画策定審議会  
会 長 嘉 島 壽

「第5期雄武町総合計画」に関する後期基本計画の樹立について（答申）

平成24年6月6日付けで諮問のありました「第5期雄武町総合計画」に関する後期基本計画の樹立について、当審議会において慎重に審議を行った結果、意見を付して別冊のとおり答申いたします。

なお、新たな基本計画の推進にあたりましては、国際情勢及び政治経済の不安定や、日本国家全体が人口減少時代に突入し、少子高齢化や自然災害等によって危機感と閉塞感が漂う中、わが町の持つ確かな地域力によって、町民が明るい未来を描けるよう、常に変革と創造に挑みながら「躍動感あふれるまちづくり」「安心感の持てるまちづくり」「連帯感を高めるまちづくり」が推進されますことを強く期待いたします。

記

【付帯意見】

政策目標1 はつらつ・雄武 ～地域産業の振興～

- ① T P Pの動向を注視しつつ、担い手確保や農業生産法人育成など経営体を強化し、環境にやさしい農業支援策を進めること。
- ② 森林認証制度の推進による地域材の付加価値向上及び活用を図ること。
- ③ 植樹活動等により水産資源を確保し、増養殖事業の拡大やさらなるブランド化、加工品開発に向けた支援策を推進すること。
- ④ 買物環境向上による地域内消費及びコミュニティ向上、第1次産業と連携しながら産業の高度化を図るための施策が求められていること。
- ⑤ 北海道らしい自然や第1次産業を活かした観光を実現するためには、地域資源を有機的にコーディネートする人材育成並びに体制づくりが必要であること。

政策目標2 めくもり・雄武 ～保健・医療・福祉の充実～

- ① 地域医療の最重要課題として、国民健康保険病院の医師並びに医療技術者の確保に努めること。
- ② 介護老人保健施設開設等を機に、保健・医療・福祉部門が一体となって、地域包括ケアを推進すること。





- ③低年齢児や一時保育、障がい児保育など多様なニーズに対応できる保育体制を確立すること。
- ④障害者総合支援法に適切に対応し、きめ細かなケアマネジメントを行うこと。
- ⑤ボランティアの掘り起こし及び育成を推進し、いざという時に助け合えるネットワークを強化すること。
- ⑥国民健康保険、高齢者医療保険、介護保険運営の安定化に向け、特定健診及び保健指導、予防事業等を積極的に展開すること。

### 政策目標3 のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～

- ①わが町の学校教育目標を基調に、人材確保及び施設等教育環境の向上を図り、また、雄武高等学校への継続的な支援・充実に努めること。
- ②図書館の充実に向け「図書館を考える会」の提言を尊重されるとともに、スポーツ合宿の実現や町民ニーズを踏まえたスポーツ施設整備のあり方についての研究に努めること。
- ③町内の貴重な歴史史料を眠らせることなく、効果的な展示を行うこと。

### 政策目標4 うるおい・雄武 ～生活環境・生活基盤の充実～

- ①自然を守り、自然環境そのものを観光資源と位置づけ、地球環境保全のための啓発を図り、町民一人ひとりが足元からの行動を実践すること。
- ②地場産業や観光とリンクした社会資本整備や、町民生活に密着した路網整備と交通手段の維持確保に努めること。
- ③安定した上下水道運営、合併浄化槽設置を促進すること。
- ④バリアフリー化の促進とともに、省エネルギーなどによる住宅の基本性能向上に向けた支援を進めること。
- ⑤災害発生時の備えとして実施する避難訓練については、津波以外にもあらゆる災害を想定し、効果的な取り組みとなるよう地域防災計画に反映すること。
- ⑥地域ぐるみでの防犯・交通安全運動を強化すること。
- ⑦高度情報化基盤が整備される中、情報格差の是正及び情報教育に努めること。

### 政策目標5 ささえあい・雄武 ～協働によるまちづくりの推進～

- ①多様な手段により、町民と行政がともに考えるまちづくりを推進すること。
- ②長年培ってきた地域間交流を絶やすことなく、民間と行政との相互補完により交流内容を充実するとともに、交流人口拡大のための施策を展開すること。
- ③安定化しつつある町財政の現状に甘んじることなく、町税等収納率向上による財政確保対策や経常経費の節減に努め、適切な財政水準をめざすこと。



↑ 答申書の伝達

## ●●● 第5期雄武町総合計画後期基本計画に関する議決 ●●●

議案第66号

## 第5期雄武町総合計画後期基本計画について

第5期雄武町総合計画後期基本計画を別冊のとおり定めたいので、議会の議決に付すべき事件を定める条例（平成17年条例第2号）第2条第2号の規定により、本議会の議決を求めます。

平成24年12月13日提出

紋別郡雄武町長 中川原 秀 樹

## 〔議決経過〕

□平成24年12月14日

平成24年第5回定例会において雄武町総合計画後期基本計画審査特別委員会設置、同委員会へ審査付託。

□平成25年 3月 5日

平成25年第1回定例会において審査特別委員長から審査報告。原案どおり可決。

## ●●● 雄武町総合計画後期基本計画審査特別委員会委員名簿 ●●●

委員長	橋 詰 啓 史	
副委員長	館 山 光 司	
委 員	石 山 泰 一	中 島 由紀夫
	長 野 誠	村 上 伸 夫
	花 田 一 夫	福 原 峯 雄
	三 浦 壽太郎	



## 雄武町総合計画策定推進本部設置規程

(平成 18 年 9 月 25 日規程第 10 号)

改正 平成 19 年 3 月 20 日規程第 5 号 平成 22 年 3 月 23 日規程第 3 号  
平成 24 年 3 月 19 日規程第 3 号

(設置)

第 1 条 雄武町の基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）並びにこれらに基づく実施計画の策定に関し、必要な事項を検討するため、雄武町総合計画策定推進本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画及び実施計画の案（以下「計画案」という。）の全体調整に関すること。
- (2) 全体の計画案の策定に関すること。
- (3) その他総合計画及び総合計画に附帯する重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育長
- (4) 総務課長、財務企画課長、税財管理課長、住民生活課長、保健福祉課長、保育所長、産業振興課長、建設水道課長、町有施設整備室長、会計管理者、教育委員会教育振興課長、国保病院事務長、議会事務局長、消防支署長
- (5) 前号に掲げる長の所掌部門にある課長補佐の職にある者

(任期)

第 4 条 本部員の任期は、総合計画及び実施計画の策定をもって終了する。

(本部長及び副本部長)

第 5 条 策定本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長とし、副本部長は副町長をもって充てる。

- 2 本部長は、策定本部を代表し、本部事務を総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定本部の会議は、必要に応じて本部長が召集する。

- 2 策定本部の会議の議長は副町長をもって充て、副議長は教育長をもって充てる。

(意見の聴取等)

第 7 条 策定本部が必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ意見を求め、または本部員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第 8 条 策定本部は、計画案の立案及びその他専門的な調査検討を行う補助機関として、必要に応じ複数の部会を設置することができる。

- 2 部会の名称及び検討事項は、策定本部が決定する。
- 3 部会の構成員は、係長及び同等の職にある者のうちから、本部長が指名する。
- 4 部会の運営について必要な事項は、本部長が指示するもののほか、当該部会が定める。

(庶務)

第 9 条 策定本部の庶務は、財務企画課において処理する。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、策定本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 20 日規程第 5 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 23 日規程第 3 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 19 日規程第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

## ●●● 雄武町総合計画策定推進本部構成 ●●●

本部職名	職名	氏名
本部長	町長	中川原 秀樹
副本部長	副町長	片岡 力
本部員	教育長	伊藤 正己
〃	総務課長	原 正美
〃	財務企画課長	佐々木 幸博
〃	税財管理課長	淡路 至尊
〃	住民生活課長	渡邊 孝司
〃	保健福祉課長	山崎 佳之
〃	保育所長	豊田 通敏
〃	産業振興課長	石井 弘道
〃	建設水道課長	佐竹 邦夫
〃	町有施設整備室長	大場 利昭
〃	会計管理者	葛西 隆
〃	教育振興課長	横田 和幸
〃	国保病院事務長	高橋 健仁
〃	議会事務局長	佐藤 直人
〃	消防支署長	高見 雄二
〃	保健福祉課長補佐	藤川 勝利
〃	産業振興課長補佐	辻 栄浩二
〃	教育振興課長補佐	澤田 朋朗
〃	消防副支署長	畑 俊一

## ●●● 雄武町総合計画策定審議会事務局・推進本部庶務 ●●●

財務企画課長	佐々木 幸博		
企画調整係長	大水 寛仁	財政係長	前田 忠和
企画調整係主査	櫛山 隆志	財政係	鎌田 夕菜
企画調整係	小俣 博和		



---

2013 — 2017  
(平成25年度) (平成29年度)  
**第5期雄武町総合計画 後期基本計画**

---

発行：雄武町

編集：財務企画課 企画調整係

平成25年3月

〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地

TEL 0158-84-2121

<http://www.town.oumu.hokkaido.jp/>